

いのち支える成田市自殺対策計画（素案）

～誰も自殺に追い込まれることのない成田の実現を目指して～

令和 6（2024）年度～令和 8（2026）年度

令和 6（2024）年 3 月
成田市

目 次

1. 計画策定の趣旨等	
(1) 趣旨	1
(2) 国の自殺総合対策大綱	1
(3) 県の自殺対策計画	2
(4) 計画の位置付け	2
(5) 計画の期間	2
(6) SDGs（持続可能な開発目標）の推進	3
2. 本市における自殺の現状	
(1) 自殺者数・自殺死亡率の推移	4
(2) 性別・年代別の自殺者の状況	5
(3) 原因・動機別の自殺者数の状況	6
(4) 本市の主な自殺者の特徴	7
3. 自殺対策における取り組み	
(1) 基本理念	8
(2) 計画の数値目標	8
(3) 計画の体系	8
(4) 基本施策	9
【基本施策1】 地域におけるネットワークの強化	9
【基本施策2】 自殺対策を支える人材育成	10
【基本施策3】 住民への啓発と周知	12
【基本施策4】 生きることの促進要因への支援	13
【基本施策5】 児童生徒のSOSの出し方に関する教育の推進	14
(4) 重点施策	15
【重点施策1】 高齢者対策	15
【重点施策2】 生活困窮者対策	16
【重点施策3】 無職者・失業者対策	17
(5) 指標一覧	18
4. 相談先一覧	19
5. 計画の推進	22

1. 計画策定の趣旨等

(1) 趣旨

我が国の自殺者数は、平成10（1998）年以降、年間3万人前後の高い水準で推移していましたが、平成18（2006）年10月に自殺対策基本法（平成18年法律第85号。以下「基本法」という。）が施行されて以降「個人の問題」と認識されがちであった自殺は広く「社会の問題」と認識されるようになりました。また、平成19

（2007）年6月、政府は、基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として自殺総合対策大綱を策定し、その下で自殺対策が総合的に推進された結果、基本法が成立した平成18（2006）年と、コロナ禍以前の令和元（2019）年とを比較すると、男性は36%減、女性は32%減となりましたが、依然として年間2万人を超える人が、自ら命を絶っている状況にあります。

そのような中で、本市では、「成田市健康増進計画」において、休養とこころの健康づくりを基本施策として、自殺予防に対する取り組みを進めてきましたが、本市における現状の把握と分析により、自殺対策の施策をさらに発展させるため、基本法第13条第1項の規定に基づき「成田市自殺対策計画」を策定するものです。

(2) 国の自殺総合対策大綱

自殺総合対策大綱（以下「大綱」という。）は、基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定めており、おおむね5年を目途に見直すこととされています。平成19（2007）年6月に策定された後、平成24（2012）年8月と平成29

（2017）年7月に見直しが行われ、我が国の自殺の実態を踏まえ、令和4年10月、新たな大綱を閣議決定しています。

新たな大綱では、最終的に目指すべきは「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現であるとしつつ、社会における生きることの阻害要因を減らし、生きることの促進要因を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させることを基本理念としています。

（３）県の自殺対策計画

県では、「千葉県自殺対策推進計画」を策定し、県、市町村及び保健・医療・福祉・教育・労働・警察等の関係機関・民間団体等が連携・協力し、普及啓発や人材養成、相談対応等の総合的な自殺対策に取り組んできました。

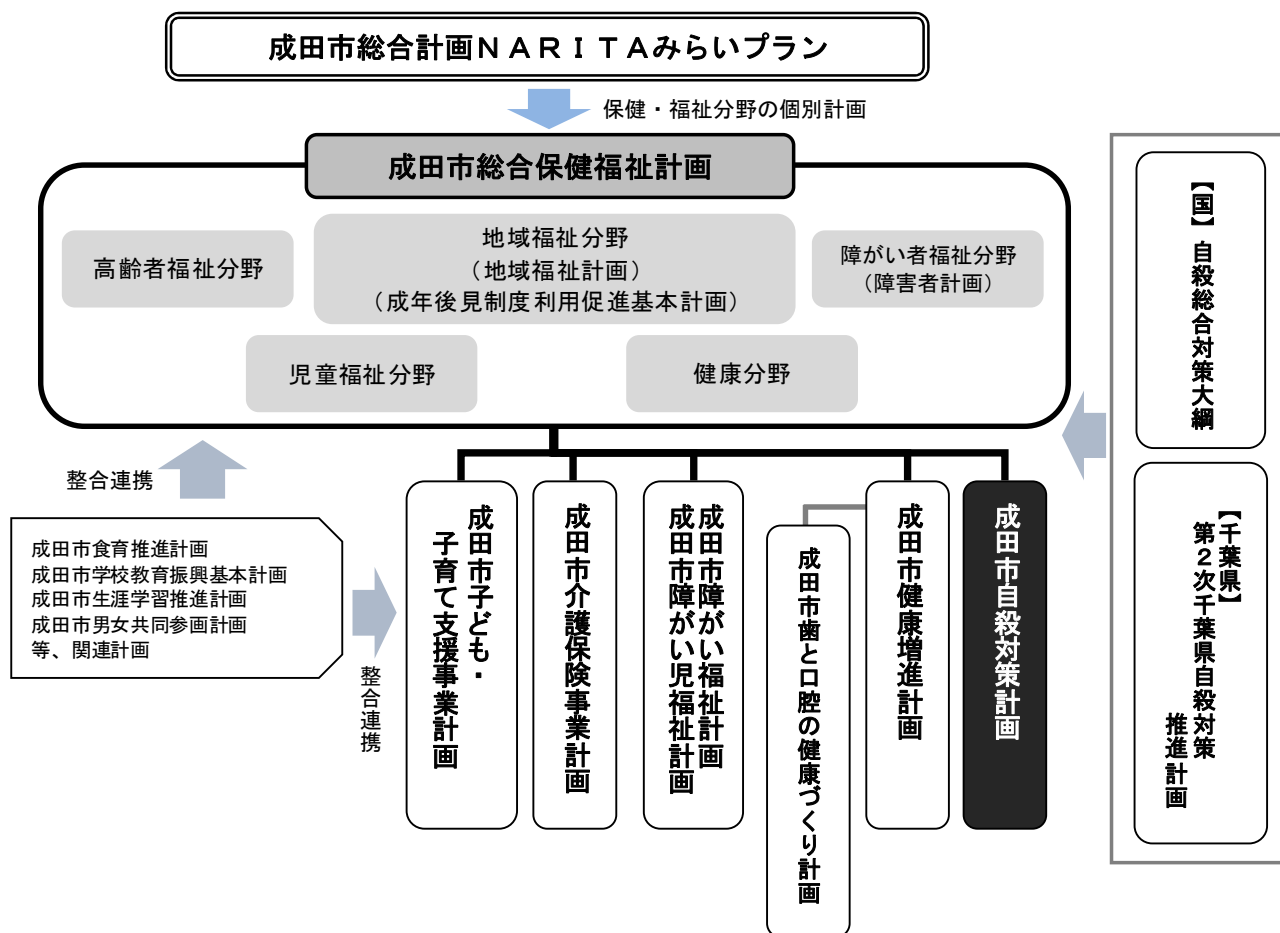
基本法の改正や改定された大綱の趣旨も踏まえ、一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、誰も自殺に追い込まれることのない千葉県を目指し、県を挙げて自殺対策に取り組んでいくため、「第２次千葉県自殺対策推進計画」を策定しています。

（４）計画の位置付け

- 本計画は、基本法第１３条第２項に定められた「市町村自殺対策計画」として、国の大綱及び「第２次千葉県自殺対策推進計画」の趣旨を踏まえて、本市の実情に応じた総合的な自殺対策の施策を策定するものです。
- 本市では、市の総合計画である「N A R I T Aみらいプラン」を上位計画として、社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第１０７条の規定に基づく「成田市総合保健福祉計画」を策定しており、同計画は各分野の福祉計画の上位計画として位置づけられます。
- 本計画は、「成田市総合保健福祉計画」をはじめ、「成田市健康増進計画」「成田市障がい福祉計画」等の関連計画と整合性・連携を図りながら、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指します。

（５）計画の期間

本計画は、令和６（２０２４）年度から令和８（２０２６）年度までの３年間とします。ただし、関連法の改正や社会情勢の大きな変化があった場合など、必要に応じて見直しを行うこととします。



(6) SDGs（持続可能な開発目標）の推進

SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成27（2015）年に国連において採択された、すべての国がその実現に向けて目指すべき目標のことです。「誰一人取り残さない」ことを基本理念として掲げており、貧困撲滅や差別解消など、17の分野別目標が掲げられています。

また、本市の総合計画である「NARITA みらいプラン」では、「SDGs は市民生活や地域活動とも密接に関連しており、市民や地域に最も近い主体である地方自治体の果たすべき役割はますます大きくなっています。そのため、本市では第2期基本計画にSDGs の理念を取り入れ、各種施策の展開を通じて、『誰一人取り残さない』社会の実現を目指し、地域課題の解決に取り組んでいきます。」と明記されています。

本計画に掲げる各事業を推進するにあたっては、SDGs を意識し、地域や関係団体などと連携しつつ、市民の最善の利益が実現される社会を目指します。

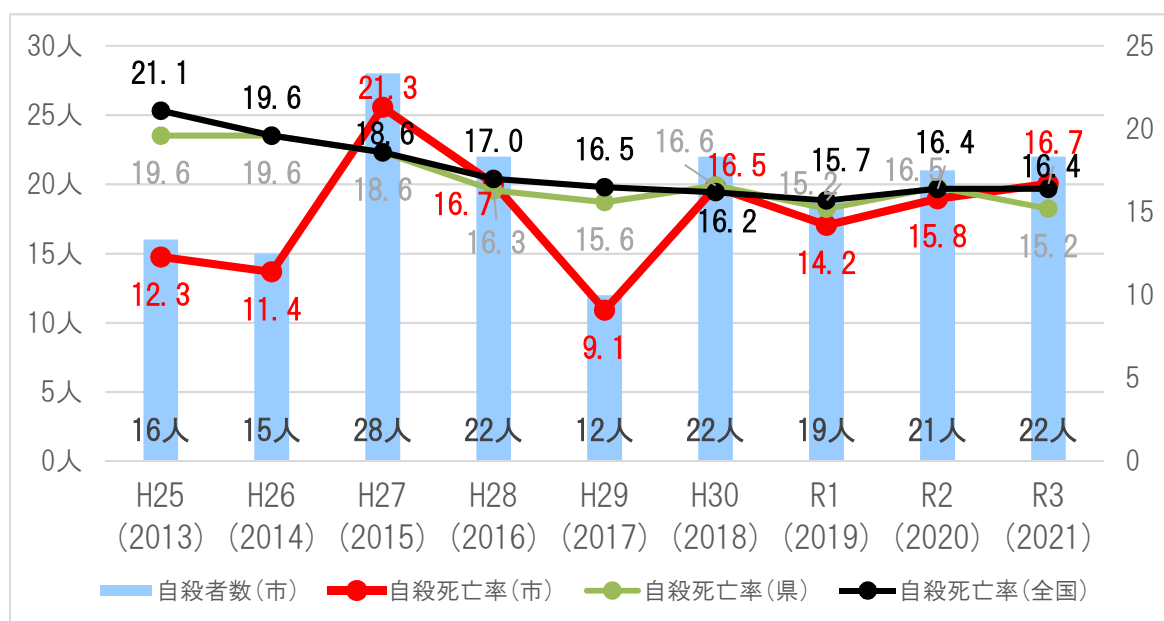
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



2. 本市における自殺の現状

(1) 自殺者数・自殺死亡率※の推移

各年の自殺死亡率は、人口規模が小さいことにより、自殺者1人の増減により率が大きく変動してしまいましたが、近年は増加傾向にあります。



	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
自殺者数(市)	16人	15人	28人	22人	12人	22人	19人	21人	22人
自殺死亡率(市)	12.3	11.4	21.3	16.7	9.1	16.5	14.2	15.8	16.7
自殺死亡率(県)	19.6	19.6	18.6	16.3	15.6	16.6	15.2	16.5	15.2
自殺死亡率(全国)	21.1	19.6	18.6	17.0	16.5	16.2	15.7	16.4	16.4

出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

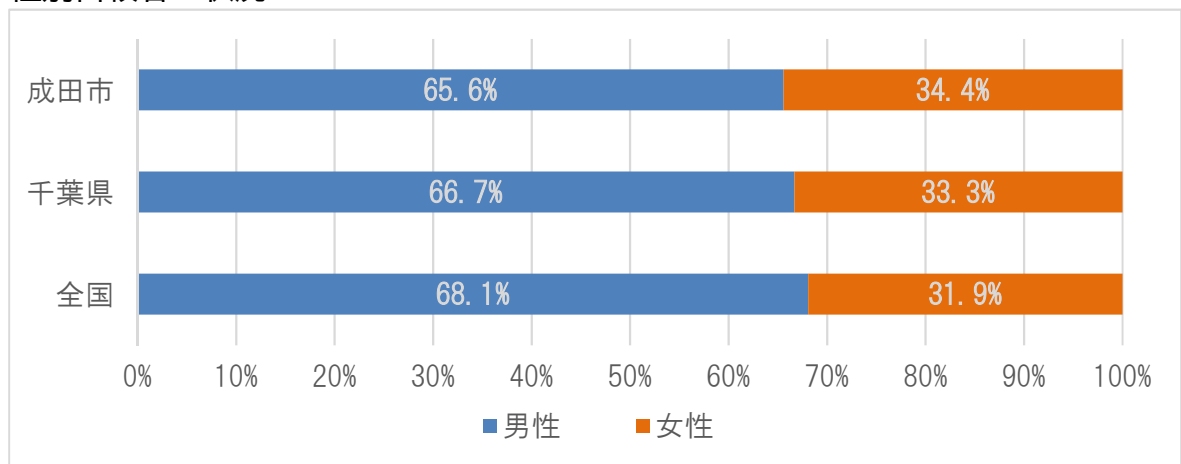
※ 自殺死亡率：人口10万人あたりの人口動態統計（厚生労働省）による自殺者数

(2) 性別・年代別の自殺者の状況

本市における自殺者の性別の割合（平成29（2017）年～令和3（2021）年までの平均）は、男性が約6割となっています。

年代別の割合（平成29（2017）年～令和3（2021）年までの平均）では、国・県と比較すると男性では70歳代が高く、40歳代が低くなっており、女性では、20歳未満、20歳代、40歳代が高く、60歳代以上は低くなっています。

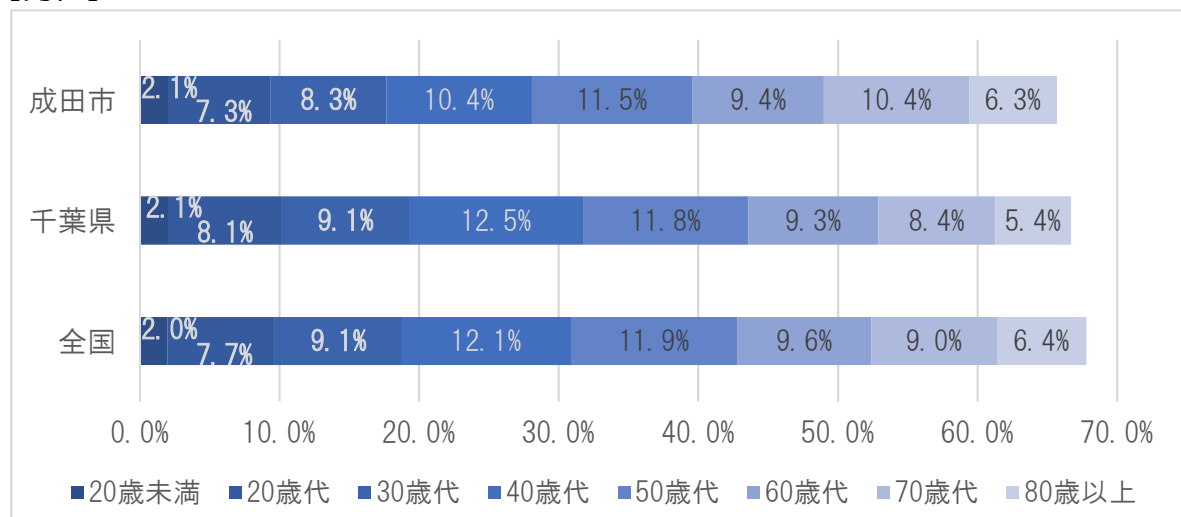
① 性別自殺者の状況



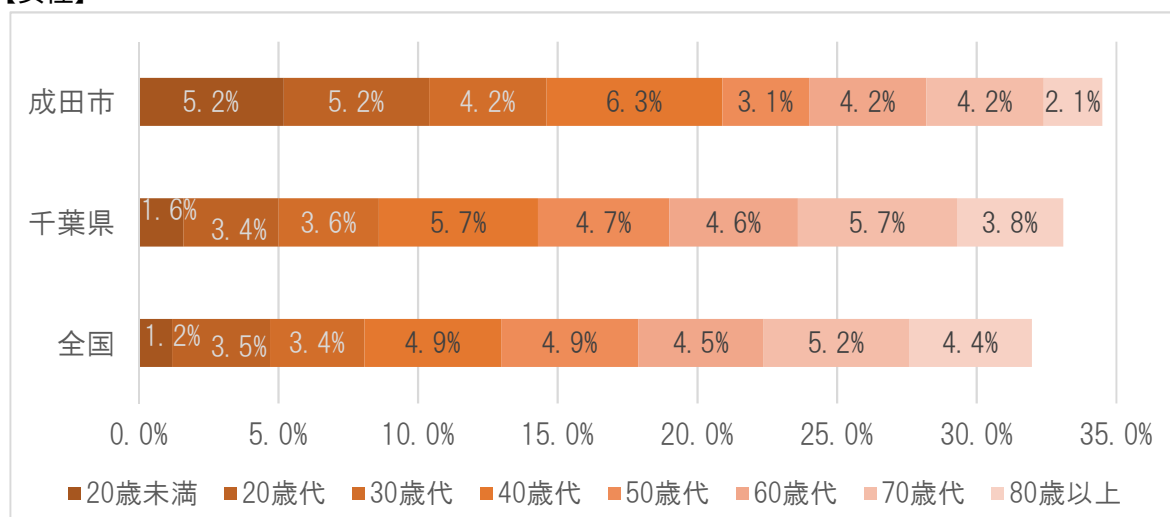
出典：いのちを支える自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル 2022」

② 性別・年代別自殺者の状況

【男性】



【女性】



出典：いのちを支える自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル 2022」

(3) 原因・動機別の自殺者数の状況

自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きていますが、「健康問題（身体疾患、うつ病などの精神疾患を含む）」が他の項目より高い水準で推移しています。

年	自殺者数	家庭問題	健康問題	経済・生活問題	勤務問題	男女問題	学校問題	その他	不詳
H29 (2017)	12人	0人	6人	3人	1人	0人	0人	1人	3人
H30 (2018)	22人	4人	6人	2人	1人	0人	1人	2人	12人
R1 (2019)	19人	2人	7人	1人	0人	0人	0人	1人	11人
R2 (2020)	21人	1人	9人	3人	7人	0人	3人	1人	6人
R3 (2021)	22人	0人	11人	2人	0人	0人	0人	2人	8人
合計	96人	7人	39人	11人	9人	0人	4人	7人	40人

出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

※ 地域における自殺の基礎資料では遺書などの自殺を裏付ける資料から、明らかに推定できる原因・動機を自殺者1人につき3種まで選択が可能となっているため、原因・動機別の合計と自殺者数は一致しない場合があります。

(4) 本市の主な自殺者の特徴

厚生労働大臣指定法人・一般社団法人「いのちを支える自殺総合対策推進センター」が作成する「地域自殺実態プロファイル 2022」において示された本市の主な自殺者の特徴（特別集計〈自殺日・住居地〉平成29（2017）年～令和3（2021）年までの合計）は、次の表のとおりです。

その特徴は、性別、年代、職業、同居人の有無で区分され、市において自殺者数が多い5つの区分が示されています。

自殺者の特性 上位5区分※1	自殺者数 (5年計)	割合	背景にある主な自殺の危機経路※2
1位:男性 60歳以上・ 無職同居	13人	13.5%	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ) +身体疾患→自殺
2位:男性 40～59歳・ 無職同居	8人	8.3%	失業→生活苦→借金+家族間の不和 →うつ状態→自殺
3位:女性 60歳以上・ 無職同居	8人	8.3%	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
4位:男性 20～39歳・ 有職独居	6人	6.3%	①【正規雇用】 配置転換→過労→職場の人間関係の悩み +仕事の失敗→うつ状態→自殺 ②【非正規雇用】 (被虐待・高校中退) 非正規雇用→生活苦 →借金→うつ状態→自殺
5位:男性 60歳以上・ 有職同居	6人	6.3%	①【労働者】身体疾患+介護疲れ →アルコール依存→うつ状態→自殺 ②【自営業者】事業不振→借金+介護疲れ→ うつ状態→自殺

出典：いのちを支える自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル 2022」

※1 区分の順位は自殺者数の多い順で、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順としています。

※2「背景にある主な自殺の危機経路」は、NPO法人ライフリンクが行った500人以上の自殺で亡くなった方についての実態調査から、自殺は平均すると4つの要因が連鎖して起こされており、それらの要因の連鎖プロセス(「自殺の危機経路」という)は、性、年代、職業等の属性によって特徴が異なることが明らかになりました。(『自殺実態白書 2013』(NPO法人ライフリンク)参照)

上記表の「背景となった主な自殺の危機経路」の列には、それぞれのグループが抱え込みやすい要因とその連鎖のうちの主なものを記載しています。

3. 自殺対策における取り組み

(1) 基本理念

国の大綱を踏まえ、自殺対策の本質が生きることの支援にあることを確認し、「いのちを支える自殺対策」という理念のもと「誰も自殺に追い込まれることのない成田市」を目指します。

(2) 計画の数値目標

国は、大綱において、令和8（2026）年までに、自殺死亡率※を平成27（2015）年と比べて30%以上減少させることを、政府の進める自殺対策の目標として定めています。

本市では、国の目標を踏まえ、平成26（2014）から28（2016）年までの平均自殺死亡率を基準値として、本計画の最終年の令和6（2024）から8（2026）年までの平均自殺死亡率を30%減少し、11.5以下にすることを数値目標に設定します。

	基準値 平成26(2014)から28(2016)年 までの平均値	目標値 令和8（2026）年 基準値から30%減
自殺死亡率	16.5	11.5

※ 自殺死亡率：人口10万人あたりの自殺者数です。自殺死亡率に単位はありません。

（計算式） 自殺者数 ÷ 人口 × 100,000

(3) 計画の体系

本計画では、地域で自殺対策を推進するうえで欠かすことのできない取り組みに位置付けられている「5つの基本施策」と、本市の特徴の分析結果や国から示された「地域自殺実態プロファイル」に基づいた「3つの重点施策」を組み合わせ、地域の特性に応じた施策を推進していきます。

基本理念

誰もが自殺に追い込まれることのない成田市

（基本施策１）地域におけるネットワークの強化

（基本施策２）自殺対策を支える人材育成

（基本施策３）住民への啓発と周知

（基本施策４）生きることの促進要因への支援

（基本施策５）児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育の推進

（重点施策１）高齢者対策

（重点施策２）生活困窮者対策

（重点施策３）無職者・失業者対策

（４）基本施策

【基本施策１ 地域におけるネットワークの強化】

自殺の多くは、健康問題、経済・生活問題、人間関係のほか、地域・職場のあり方など様々な要因が複雑に関係して心理的に追い込まれた末の結果です。それらに対応するためには、行政や地域の様々な関係者が連携、協力し、十分な社会的包括支援を受けることのできる環境の整備が重要となります。

自殺対策が最大限その効果を発揮できるよう、関係機関との情報の共有と連携強化及び地域におけるネットワークの構築と連携強化を図り、総合的な自殺対策を推進します。

①主な取組事業

事業・取組名	内容	担当課
包括的相談支援体制の構築	複合化・複雑化する福祉課題や生活課題に対し、地域の様々な主体の参加や地域のネットワーク構築等による包括的・重層的な支援を提供するための体制を構築します。	社会福祉課
成田市精神保健福祉推進協議会	成田市精神保健福祉推進協議会を、保健、医療、福祉関係者による協議の場と位置付け、重層的な連携による精神障がい者や依存症者の地域生活における支援体制の構築を図ります。	障がい者福祉課
健康づくり推進協議会	保健医療関係者及び有識者等で構成し、市民の総合的健康づくり対策を積極的に推進する会議である本協議会において、専門的な意見等を聴取し、計画の推進に努めます。	健康増進課
地域ケア会議	高齢者支援として、地域包括ケアシステム構築の重要なツールである「地域ケア会議」について、市と地域包括支援センターが一体となって取り組み、多職種連携と市民の参画によるネットワーク構築を図ります。	介護保険課
成田市地域自立支援協議会	障がいのある人やその家族への支援として、保健医療、福祉の専門家により多職種が協働して支援する体制を構築します。	障がい者福祉課
子育て世代包括支援センター	妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整を行います。	健康増進課

②指標

項目	担当課	【現状】 R5(2023)年度	【目標】 R8(2026)年度
包括的相談支援体制の構築	社会福祉課	実施	継続

【基本施策２ 自殺対策を支える人材育成】

自殺対策を支える人材の育成は、自殺対策を推進するうえで基礎となる取組です。様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対して、早期の「気づき」が重要であり「気づき」のための人材育成の取組を推進します。

①主な取組事業

事業・取組名	内容	担当課
ゲートキーパーの養成	悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人ゲートキーパーを養成します。	健康増進課
障害福祉サービス等に係る各種研修	成田市地域自立支援協議会・精神保健福祉推進協議会において、各事業所間の情報交換・情報共有・困難事例に対する事例検討等様々な勉強会や研修会を実施し、従事者の人材育成及び質の向上を図ります。	障がい者福祉課
障がいへの理解促進・啓発	地域の住民に対して、障がいのある人等に対する理解を深めるため広報誌や講演会等による啓発活動等を行います。	障がい者福祉課
認知症サポーターの養成	地域における認知症高齢者の見守り体制を構築するため、地域や職域団体、学校などを対象に、認知症高齢者とその家族の応援者として「認知症サポーター」を養成します。	介護保険課

②指標

項目	担当課	【現状】 R4(2022)年度	【目標】 R8(2026)年度
ゲートキーパー養成講座の受講者数(累計)	健康増進課	476 人	700 人
認知症サポーター養成者数(累計)	介護保険課	6,373 人	8,200 人
メンタルヘルスに係る各種研修	障がい者福祉課 健康増進課	実施	拡充

【基本施策3 住民への啓発と周知】

自殺に追い込まれるという危機は、誰にでも起こり得るものですが、危機に陥った人の気持ちや背景は理解されにくい現実があります。生きづらさなどの危機に直面した場合に誰かに援助を求めることができるよう、危機に陥った人の気持ちや背景への理解を深め、心の健康に関する正しい知識を持つことができるよう、積極的な普及啓発を図ります。

また、自死遺族は心理的にも社会的にも厳しい状況に置かれていることから、自死遺族が適切な支援を受けることができるよう、遺された人の心理的影響を和らげるためのケアなどの支援に関する情報の周知を図ります。

①主な取組事業

事業・取組名	内容	担当課
自殺対策の啓発	広報誌やホームページ等による正しい知識や予防について啓発します。	健康増進課
各種相談窓口に関する周知	ホームページや市が作成するリーフレットの配布等により、相談窓口の周知を図ります。	健康増進課
人権教育の推進	かけがえのない自分や他者への心や命を尊重する教育の徹底に努めます。	教育指導課 市民協働課
遺された人への支援に関する周知	ホームページや相談窓口等で自死遺族支援の情報の周知に努めます	健康増進課

②指標

項目	担当課	【現状】 R4(2022)年度	【目標】 R8(2026)年度
自殺対策に関する広報誌やホームページ等による周知	健康増進課	実施	充実
命を大切にするキャンペーン実施校	教育指導課	29校	29校

【基本施策4 生きることの促進要因への支援】

自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行うことにより、自殺リスクを低減させることが重要です。自殺対策と関連の深い様々な分野における取組を幅広く推進することで、生きることへの支援を包括的に推進します。

①主な取組事業

事業・取組名	内容	担当課
健康診断等	健康診査・がん検診の受診を促し、疾病の早期発見・重症化予防に努めます。	健康増進課 保険年金課
健康講座・健康教育	健康づくり・こころの健康づくりに関する健康講座・健康教室を実施します。	健康増進課
各種健康づくり	健康づくりに関するボランティア活動を推進し、協働事業に取り組みます。	健康増進課
青少年育成団体の活動支援	青少年育成団体の活動に助成・支援を行うことにより、地域における青少年活動を活発にし、青少年の健全な育成を目指します。	生涯学習課
各種相談業務	市民が抱える様々な悩みや問題に応じた相談の機会を設け、相談者が利用しやすい環境の整備に努めます。	市民協働課
相談体制の充実	こころの健康問題に関する情報の提供や相談体制の充実を図ります。	健康増進課 障がい者福祉課 教育指導課

②指標

項目	担当課	【現状】 R4(2022)年度	【目標】 R8(2026)年度
困ったことや悩み事等の相談相手がいる人の割合	健康増進課	77.4%	増加
十分な睡眠をとれていない人の割合	健康増進課	23.3%	減少

【基本施策5 児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育の推進】

児童生徒が自殺に追い込まれないようにするためには悩みやつらさなどの強い心理的負担に対してＳＯＳを出せる状況を作ることが重要です。

「生きることの包括的な支援」として困難やストレスに直面した児童生徒が信頼できる大人に助けの声を挙げることができるよう相談体制の充実を図ります。

①主な取組事業

事業・取組名	内容	担当課
ＳＯＳの出し方教育	ＳＯＳの出し方教育について、進級直後の年度始めや長期休業前など適切な時期に、県が作成した指導資料等を活用して実施します。また、9月の自殺予防週間において、改めて相談窓口の周知徹底を図ります。	教育指導課
関係機関との連携	家庭との円滑な情報共有のもと、発達段階や生活環境等の状況を踏まえた児童生徒理解に努め、心身や環境等に係る課題を把握した際には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関と積極的に連携を図ります。	教育指導課
電話・ＳＮＳ等を活用した相談体制の整備	いのちを支えるＳＮＳ相談窓口等相談先について、広報・ホームページ等により周知を図ります。	健康増進課

②指標

項目	担当課	【現状】 R5(2023)年度	【目標】 R8(2026)年度
ＳＯＳの出し方教育	教育指導課	実施	拡充

(5) 重点施策

【重点施策１ 高齢者対策】

高齢者は、家族との死別や離別、加齢による身体疾患などをきっかけに孤立や介護問題、生活困窮など様々な問題を抱えるケースも多くみられます。家族との死別や離別をきっかけに独居となり、地域で孤立してしまうケースでは問題の把握が遅れ、自殺リスクが高まる恐れもあります。このような高齢者特有の課題を踏まえ、居場所づくりや社会参加、地域の見守り等の取組により、高齢者に即した包括的な支援を進めます。

①主な取組事業

事業・取組名	内容	担当課
成田市あんしん見守りネットワークの推進	地域協力員や協力事業者は、日常生活や日常業務の範囲で高齢者などの市や地域包括支援センター等に連絡し、地域の中で継続的な支援を行います。	高齢者福祉課
赤坂ふれあいセンターの運営	シニア教養講座の開催により、高齢者の交流機会を提供するほか、サークル活動の場を提供することにより、他者とのつながりをつくれます。	高齢者福祉課
地域介護予防活動支援事業	住民主体の通いの場・居場所を充実させ、ボランティア活動等を通じて、高齢者の社会参加や介護予防を推進します。	介護保険課
地域包括支援センターにおける総合相談支援体制の推進	高齢者等の介護サービスや日常生活全般に関する相談・支援、また、介護者が抱えている悩み・不安など総合的な相談を実施します。	介護保険課

②指標

項目	担当課	【現状】 R4(2022)年度	【目標】 R8(2026)年度
介護支援ボランティア登録数	介護保険課	110 人	140 人
地域包括支援センターへの相談件数	介護保険課	15,375 件	15,800 件

【重点施策２ 生活困窮者対策】

生活困窮者はその背景として、失業や多重債務等に伴う生活苦や将来の生活への不安、身体・精神疾患など多様かつ広範な問題を複合的に抱えていることが多く、経済的困窮に加えて、人との関係性において恵まれていないこと（関係性の貧困）があり、社会的に排除されやすい傾向があります。

生活困窮者による自殺を防ぐには、生活扶助等の経済的な支援に加えて、就労支援や心身面の疾患に対する治療等の支援が必要となることから、様々な分野の関係機関が連携し包括的な支援を推進します。

①主な取組事業

事業・取組名	内容	担当課
暮らしサポート成田による相談支援	低所得者や、生活保護に至る前の生活困窮者に対し、生活上の様々な相談を受け、必要な生活支援を行います。	社会福祉課
住居確保給付金の支給	離職等によって住居を失った又はその住居を失う恐れのある人を対象に、生活の安定を図るため、家賃相当分の住居確保給付金を支給し、住居及び就労機会等の確保に向けた支援を行います。	社会福祉課
ひとり親家庭の生活支援	一時的に子育てが困難となったひとり親家庭や、こどもを家庭で養育できない場合等に対応するため、母子生活支援施設等の情報提供を行い、自立に向けた生活支援を行います。	子育て支援課

②指標

項目	担当課	【現状】 R5(2023)年度	【目標】 R8(2026)年度
暮らしサポート成田による相談支援	社会福祉課	継続	継続

【重点施策3 無職者・失業者対策】

勤労世代の有職者と比べ、同世代の無職者の自殺率は高く、離職・長期間失業など就労や経済の問題を抱えている場合や経済問題以外の傷病障害、人間関係の問題等を抱えている場合もあります。無職者・失業者は社会的に排除されやすい傾向があり、無職者・失業者に対する自殺対策を包括的な自殺対策の中に位置付け、諸施策を検討することが望ましいとされています。

このような観点から、自殺のリスクの高い無職者・失業者に対して、当事者のリスクを漏れなく把握し、多職種、多分野で支える当事者本位の支援体制の構築に取り組みます。

①主な取組事業

事業・取組名	内容	担当課
女性・若者の就業支援	女性や若者の就業を支援するため「ジョブカフェちば」、「千葉県ジョブサポートセンター」などの関係機関とともに、相談やセミナーを開催します。	商工課
就業技術援助事業	求職者の雇用機会の拡大と就業条件の向上を図り、就業や再就職を支援するため、資格取得などを目指した講習会を実施します。	商工課
ひとり親世帯の就労支援	県や関係機関等と連携して、職業訓練や技能習得の支援を行う就労相談や情報提供を行います。また、就職に向けて役立つ技能を身に着けるための、ひとり親が一定期間以上就学する場合や教育訓練講座を受講した場合等に、給付金を支給します。	子育て支援課 商工課

②指標

項目	担当課	【現状】 R4(2022)年度	【目標】 R8(2026)年度
就業技術援助事業参加者数	商工課	8人	30人
マザーズコーナー利用者の就職件数	商工課	108件	130件

(6) 指標一覧

自殺死亡率	基準値 平成 26(2014)から 28(2016)年 までの平均値	目標値 令和 8 (2026)年 基準値から 30%減
	16.5	11.5

基本施策		項目	【現状】 R4(2022)年度	【目標】 R8(2026)年度
基本施策 1	地域におけるネットワークの強化	包括的相談支援体制の構築	実施 (R5)	継続
基本施策 2	自殺対策を支える人材育成	ゲートキーパー養成講座の受講者数 (累計)	476 人	700 人
		認知症サポーター養成者数 (累計)	6,373 人	8,200 人
		メンタルヘルスに係る各種研修	実施	拡充
基本施策 3	住民への啓発と周知	自殺対策に関する広報誌やホームページ等による周知	実施	充実
		命を大切にするキャンペーン実施校	29 校	29 校
基本施策 4	生きることの促進要因への支援	困ったことや悩み事等の相談相手がいる人の割合	77.4%	増加
		十分な睡眠をとれていない人の割合	23.3%	減少
基本施策 5	児童生徒の SOS の出し方に関する教育の推進	SOS の出し方教育	実施 (R5)	拡充
重点施策		項目	【現状】 R4(2022)年度	【目標】 R8(2026)年度
重点施策 1	高齢者対策	介護支援ボランティア登録数	110 人	140 人
		地域包括支援センターへの相談件数	15,375 件	15,800 件
重点施策 2	生活困窮者対策	暮らしサポート成田による相談支援	継続 (R5)	継続
重点施策 3	無職者・失業者対策	就業技術援助事業参加者数	8 人	30 人
		マザーズコーナー利用者の就職件数	108 件	130 件

4. 相談先一覧

【こころの相談】

名称	主な内容	電話番号等	受付時間等
こころの健康相談	心に不調を感じている 成田市民の方、またはその 家族に対して、精神科 医師・カウンセラーによる 相談（要予約） ※保健師による電話・面 接相談もあります	TEL : 0476-27-1111 F A X : 0476-27-1114	月～金曜日 （祝日を除く） 8:30～17:15 ※治療中の方は対象外
成田市医療相談 ほっとライン	健康・医療・介護・育児・ メンタルヘルスなどの 専門スタッフによる健康 相談	TEL : 0120-24-1130 フリーダイヤル（無料） F A X : 0120-921-292	365 日・24 時間 成田市民以外の方は利用 できません。 ファックスによる相談 は、言語や聴覚に障がい をお持ちの方のみご利用 いただけます。
千葉いのちの電話	精神的危機に直面し、助け と励ましを求めている人の 電話相談	TEL : 043-227-3900	365 日・24 時間 ※毎月 10 日の午前 8:00 ～翌午前 8:00 は、無料 の電話相談(0120-783- 556)を行っています。
千葉いのちの電話 対面相談	相談時間・相談回数 1 回 50 分、継続 3 回まで	TEL : 043-222-4331	予約制 月～金曜日 9:00～17:00 （祝日を除く）
千葉いのちの電話 インターネット相談	返信は 2 週間以内、1 件の 相談につき 3 回まで	URL : https://chiba-inochi.jp/ns/	
自死遺族の方への個別 相談	大切な人、愛する人を自 死で亡くされた（自死遺 族）方々を対象に行う対 面相談	TEL : 043-222-4331	奇数月、第 3 金曜日、 13:00～16:00（1 面 接 50 分、要予約）
いのち支える SNS 相談窓口(LINE 相談)	専門のカウンセラーが SNS（LINE）を通じて、 こころに寄り添い、支援 する相談窓口（千葉県）		水曜日・土曜日・日曜日 18:00～22:00 （受付は 21:30 まで）
こころの耳電話相談 （厚生労働省）	働く人のメンタルヘル ス不調やストレスチェ ック制度などについて の相談	TEL : 0120-565-455 フリーダイヤル（無料） URL : https://kokoro.mhlw.go.jp/	月曜日・火曜日 17:00～22:00 土曜日・日曜日 10:00～16:00 （祝日・年末年始は除く）
まもろうよ こころ （厚生労働省）	悩みや年代によって選 べる電話相談窓口、SNS やチャットでの相談を 受けている団体を紹介	URL : https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/	

【介護・高齢者福祉サービス等に関する相談】

高齢者の介護に関する相談や介護保険制度、高齢者福祉サービスの利用など、総合的な相談をお受けします。

名称	電話番号
西部南地域包括支援センター (成田・中郷地域) 新町 1037-63 新町デイサービスセンター玲光苑内	0476-23-7151 月曜日から金曜日(祝日・年末年始は除く) 8:30~17:15
西部北地域包括支援センター (ニュータウン地域・はなのき台) 橋賀台 1-16-3 橋賀台ショッピングセンター内	0476-29-5005 月曜日から金曜日(祝日・年末年始は除く) 8:30~17:15
西部北地域包括支援センター【押畑支所】 (八生・豊住地域) 押畑 896-4 特別養護老人ホーム玲光苑内	0476-20-3655 月曜日から金曜日(祝日・年末年始は除く) 8:30~17:15
南部地域包括支援センター 本三里塚 226-1 (遠山地域) 介護老人保健施設玲光苑内	0476-35-6081 月曜日から金曜日(祝日・年末年始は除く) 8:30~17:15
西部西地域包括支援センター (公津地域(はなのき台を除く)) 公津の杜 6-5-16	0476-36-4981 月曜日から金曜日(祝日・年末年始は除く) 8:30~17:15
東部地域包括支援センター (下総・久住地域) 猿山 1600 成田市下総地域医福祉センター内	0476-80-7007 月曜日から金曜日(祝日・年末年始は除く) 8:30~17:15
東部地域包括支援センター【大栄支所】 (大栄地域) 松子 413-1 大栄支所内	0476-94-5664 月曜日から金曜日(祝日・年末年始は除く) 8:30~17:15

【その他の相談】

名称	主な内容	電話番号等	受付時間等
市民生活相談	元家事調停委員による離婚・相続・相隣関係・金銭貸借など日常生活上の諸問題に関する相談	成田市 市民協働課 0476-20-1507	毎週月曜日・金曜日 (祝日・年末年始は除く) 9:00～16:00
弁護士法律相談	弁護士による金銭貸借、損害賠償など法律に関する相談 ※ 相談時間は1回30分まで、同年度中に相談は2回まで		予約制 原則 毎週水曜日 (祝日・年末年始は除く) 13:00～16:00
女性のための相談	女性カウンセラーが家庭や人間関係、DVなど女性が抱える様々な問題の相談 ※ 相談時間は1回50分まで		予約制 毎週木曜日 (祝日・年末年始は除く) 10:00～16:00
もめごと・なやみごと・苦情相談(人権・行政相談)	人権擁護委員による差別や名誉棄損、差別、相隣関係など人権侵害についての相談。行政相談員による国の行政に対してのご意見やご要望についての相談。		原則 毎週第4火曜日 10:00～15:00
外国人相談	外国人の健康保険、年金、税金、市役所での手続きの相談(対応言語:英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ロシア語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、タガログ語、ネパール語、ヒンディ語)	成田市 市民協働課 0476-20-1507	月曜日～金曜日 (祝日・年末年始は除く) 9:00～17:00
消費生活相談	消費生活専門相談員が多重債務を含む消費生活に関する相談をお受けします。	成田市消費生活センター 0476-23-1161	月曜日～金曜日 (祝日・年末年始は除く) 9:30～16:30
千葉県子ども・若者総合相談センター 「ライトハウスちば」	子ども・若者・ひきこもりに関する相談窓口です。	043-420-8066	火曜日～日曜日 10:00～17:00 定休日:年末年始、月曜日(月曜日が祝日の場合は、翌火曜日が休み)
暮らしサポート成田	社会福祉士や精神保健福祉士などの専門資格を持った支援員が相談に応じ、不安や心配ごとを解決し、自立した生活が送れるよう支援します。	0476-20-3399	月曜日～金曜日 (祝日・年末年始は除く) 8:30～17:15

5. 計画の推進

(1) 計画の推進体制

市民の総合的健康づくり対策を積極的に推進するために設置された「成田市健康づくり推進協議会」をはじめ、自殺対策に関わる各種団体・関係機関等との連携のもと、本計画の推進を図っていきます。

また、計画を着実に実施するため、庁内関係課が情報共有を図りながら、各分野における取組を総合的、一体的に進め、自殺対策の推進に取り組んでいきます。

(2) 計画の進行管理と評価体制

本計画を着実に推進するためには、計画の達成状況を客観的に評価し、必要に応じて見直しを行うことのできる進行管理体制を確立することが必要です。

そこで、計画の進捗状況について、庁内関係課の関連事業の調査・把握を行い、計画の目標数値等の指標に基づき、評価していく体制を確立していきます。

